

大紙健発第5号
令和7年1月31日

事業主様
ご担当者様

大阪紙商健康保険組合
理事長 安西 信之
(公印省略)

令和7年度健康診断について

厳寒の候、貴事業所におかれましてはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、健康保険組合の事業運営に格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、従業員の皆様の健康管理の一環として、令和7年度も生活習慣病健診・一般定期健診の補助を実施いたしますので、ご案内いたします。

手続き方法等の詳細につきましては、下記をご参照ください。

業務ご多忙の折、誠に恐縮に存じますが、一人でも多くの方に受診していただきますようお手続きをお願いいたします。

記

○対象者： 受診日に当健康保険組合の資格のある本人・家族

- ① 生活習慣病健診（人間ドックも可）
35歳以上（平成3年4月1日までに生まれた方）
- ② 一般定期健診
34歳以下（平成3年4月2日以降に生まれた方）
- ③ オプション検査（腫瘍マーカー・子宮がん・乳がん）
35歳以上の希望者（生活習慣病健診対象者）

○健診項目： 別紙参照

○契約健診機関で受診する場合

・・・健診費用の総額から、健保補助金額を差引いた残金を健診機関にお支払いください。
(健保補助金額は、健診機関から直接健保に請求されます)

1. 別紙の一覧表の中から健診機関を選択し、直接ご予約またはお問合せください。
その際は、大阪紙商健康保険組合の加入事業所である旨をお伝えください。

2. ① 日程・受診者数

② 料金の精算方法・・・健保補助金を差引いた残金の支払方法

(当日窓口で支払うか、後日請求書等により支払うか など)

以上の2点を、健診機関担当者にご相談ください。

○契約健診機関以外で受診する場合

・・・健診費用の総額を一旦健診機関にお支払いのうえ、健保補助金相当額を健保組合にご請求ください。

1. 健診種別と規定の項目をご確認のうえ、任意の健診機関に直接ご予約を入れてください。
2. 健診費用を、一旦全額お支払いください。
3. 受診後、
 - ① 「健康診断組合補助金申請書」 *下記注意事項参照
 - ② 個人の健診結果票（規定項目の結果数値が把握できるもの・コピー）
 - ③ 健診機関の請求書と領収書（それぞれコピー）
 - ④ 問診票または質問票（40歳以上の方のみ）
（令和6年度より質問票の内容が変更されています。ご注意ください）以上の4点の書類を、健保組合までお送りください。

*事務手続き簡略化のため、できるだけひとつの健診機関でまとめて受けてくださいますようお願いいたします。

ご請求手続きも、事業所または支店ごとにまとめてお願いします。

振込先は事業所様の口座をご指定ください。

（家族が受けたときは、健保組合へ直接ご請求くださっても結構です）

○補助金等	① 生活習慣病健診	上限	9,000円
	② 一般定期健診	上限	1,500円
	③ 腫瘍マーカー・子宮がん	上限	1,000円
	乳がん	上限	2,000円

*いずれも年度内（令和7年4月1日～8年3月31日）に1回限りです。

○注意事項 : ・人間ドックを受けられた場合も、補助金の支給対象になります。

35歳以上 … 9,000円

34歳以下 … 1,500円

（生活習慣病健診・一般定期健診と合わせて1人年1回限り）

上記『契約健診機関以外で受診する場合』と同じ方法でご請求ください。

- ・お問い合わせやお申し込みにつきましては、健診機関へ直接お願いいたします。当組合から日程の連絡等はいたしませんのでご注意ください。また、当組合へのご連絡等も不要です。
- ・40歳以上の方に特定健診項目の未受診がある場合、補助金は支給できません。
- ・令和7年度も、40歳以上の家族への特定健診の受診券を発行します。特定健診と生活習慣病健診との重複受診はできませんのでご注意ください。
- ・「健康診断組合補助金申請書」「質問票」は、紙商健保のホームページの『申請書ダウンロード』 → 『その他の書式』から印刷してください。
*健康診断組合補助金申請書 … No.41
質問票 … No.43

○お願い

令和6年4月～7年3月受診分の補助金申請は、令和7年7月末までにご提出ください！